

整理番号	消防 - 法不 - 57
------	--------------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの貯蔵方法の技術基準適合命令
概要	市長は、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該貯蔵所の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第15条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第15条第2項 都道府県知事は、次条第1項又は第17条の2第1項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	